



福岡県医発第 2998 号 (地)

令和 5 年 2 月 3 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」及び「労働安全衛生規則及び
特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令」の施行について

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 8 号。以下「改正政令」という。）及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 5 号。以下「改正省令」という。）の施行により、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 67 条第 1 項に規定する健康管理手帳の交付対象業務に、三・三'—ジクロロ—四・四'—ジアミノジフェニルメタン（これをその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務を追加するとともに、当該業務に 2 年以上従事した経験を有することを交付対象要件とすることとなった旨、厚生労働省労働基準局長より日本医師会を通じて通知がありました。

本改正政令・省令につきましては、令和 5 年 1 月 18 日から施行されております。

つきましては、貴会におかれましても本改正政令・省令の内容をご理解の上、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

産業保健担当理事 柳 大三郎
会長 島田昇二郎

日医発第2007号(健Ⅰ)
令和5年1月25日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
会 長 松本 吉郎
(公印省略)

「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」及び「労働安全衛生規則及び
特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令」の施行について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第67条第1項に規定する健康管理手帳の交付対象業務が拡大するため、下記の政令及び省令が令和5年1月18日より施行されることとなりました。

つきましては、改正政令・省令の内容をご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会等への周知方につきまして、特段のご高配を賜われますようお願い申し上げます。

記

【改正の内容】

1. 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

都道府県労働局長による健康管理手帳の交付の対象となる業務に、三・三'—ジクロロ—四・四'—ジアミノジフェニルメタン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務を追加。

2. 労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令

2-1 安衛則の一部改正

健康管理手帳の交付対象の要件に上記「1.」の業務に2年以上従事した経験を有することと規定し、様式について所要の改正を実施。

2-2 特化則の一部改正

特化則内の別表及び様式について所要の規定の整理を実施。

以上

基 発 0118 第 2 号
令和 5 年 1 月 18 日

公益社団法人日本医師会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」及び「労働安全衛生規則
及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令」の施行について

日頃から労働安全衛生行政の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 8 号）及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 5 号）の施行により、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 67 条第 1 項に規定する健康管理手帳の交付対象業務に、三・三' —ジクロロ—四・四' —ジアミノジフェニルメタン（これをその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務を追加するとともに、当該業務に 2 年以上従事した経験を有することを交付対象要件とすることとなりました。

これらにつきましては、令和 5 年 1 月 18 日から施行することとしており、別添のとおり都道府県労働局長宛て指示しております。

つきましては、貴団体におかれましても、改正の趣旨を御理解いただき、傘下会員事業者等に対して、改正の内容等の周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

基 発 0118 第 1 号
令和 5 年 1 月 18 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」及び「労働安全衛生規則
及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令」の施行について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 8 号。以下「改正政令」という。）及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 5 号。以下「改正省令」という。）が令和 5 年 1 月 18 日に公布され、公布の日から施行することとされたところ、その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、これらの施行に遺漏なきを期されたい。

また、本通達については、別添のとおり別紙の関係事業者等団体の長宛て傘下会員事業者等への周知等を依頼したので、了知されたい。

記

第 1 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

1 改正の趣旨

健康管理手帳制度は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）第 67 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「安衛令」という。）第 23 条各号に掲げるがんその他の重度の健康障害を生じるおそれのある業務に従事していた者のうち、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛規則」という。）第 53 条第 1 項に規定する一定の要件を満たす者について、離職の際に又は離職の後に、国が健康管理手帳を交付し、健康診断を実施する制度である。

改正政令は、労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第 35 条に基づき同規則別表第一の二に掲げる疾病（業務上の疾病）に、三・三'—ジクロロー四・四'—ジアミノジフェニルメタン（以下「MOCA」という。）にさらされる業務による尿路系腫瘍が追加されたこと等を受け、専門家による検討の結果を踏まえ、安衛法第 67 条第 1 項の規定に基づき、健康管理手帳の交付対象業務を拡大するよう、安衛令について所要の改正を行ったものである。

2 改正の内容

(1) 安衛令の一部改正（改正政令本則関係）

都道府県労働局長による健康管理手帳の交付の対象となる業務に、MOCA（これをその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務を追加したこと。

(2) 施行期日（改正政令附則関係）

改正政令は、公布の日から施行することとしたこと。

第 2 労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令

1 改正の趣旨

改正政令の施行に伴い、第 1 の 2 (1) の業務に従事していた者のうち、健康管理手帳の交付の対象となる者の要件を定める等の所要の改正を行ったものである。

2 改正の内容

(1) 安衛則の一部改正（改正省令本則関係）

健康管理手帳の交付の対象となる者の要件として、第 1 の 2 (1) の業務に 2 年以上従事した経験を有することと規定したこと。

また、様式について所要の改正を行ったこと。

(2) 特定化学物質障害予防規則の一部改正（改正省令本則関係）

別表及び様式について所要の規定の整理を行ったこと。

(3) 施行期日（改正省令附則関係）

改正省令は、公布の日から施行することとしたこと。

また、改正省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができることとしたこと。

労災補償の対象となる疾病の範囲を定めた 職業病リスト を改正 MOCA※の製造・取扱業務を健康管理手帳の交付対象に追加しました

※3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン

労災保険制度は、労働者の業務上の事由、または通勤による傷病などに対して、必要な保険給付を行うものです。この制度の補償対象となる疾病は「職業病リスト」で定めています。

「職業病リスト」は「労働基準法施行規則別表第1の2」（以下「別表第1の2」）と、これに基づく厚生労働大臣告示で構成されています。

厚生労働省では、「職業病リスト」を改正し、MOCAにさらされる業務による尿路系腫瘍などを新たに追加しました。（令和5年1月18日施行）

「職業病リスト」とは？

- （1）「職業病リスト」は、業務上疾病の範囲を明確にすることで、以下の役割があります。
- ① 被災された方の労災補償に関する請求を容易にする
 - ② 事業主の災害補償義務の履行を確保する
- （2）業務と疾病との間に因果関係が確立していると認められた疾病が、「職業病リスト」に示されており、「職業病リスト」は、新しい医学的知見や疾病の発生状況などを踏まえ、定期的に見直しを行っています。

※「職業病リスト」に示されていない疾病でも、業務と疾病との間に因果関係が認められる場合には、労災補償の対象となります。

職業病リストについては、厚生労働省ホームページに掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30055.html



新たに追加された疾病について

詳細は下記の報告書をご覧ください。

- 労働基準法施行規則第35条専門検討会報告書（令和4年10月）
- 労働基準法施行規則第35条専門検討会化学物質による疾病に関する分科会検討結果報告書（令和4年3月）
- 脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会報告書（令和3年7月）
- 「芳香族アミン取扱事業場で発生した膀胱がんの業務上外に関する検討会」報告書（令和2年12月）

報告書は、厚生労働省ホームページに掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28397.html



<新たに追加された疾病等は次ページ以降をご覧ください>



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

新たに別表第1の2に追加された疾病は？

MOCAにさらされる業務による尿路系腫瘍

MOCAは、ウレタン樹脂の硬化剤で防水材や床材などに使用されています。
「別表第1の2」第7号11として、新たに追加しました。

参考：「別表第1の2」第7号

七 がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病

- | | |
|---|--|
| 1 ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍 | 15 電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫 |
| 2 ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍 | 16 オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍 |
| 3 四－アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍 | 17 マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍 |
| 4 四－ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍 | 18 コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん |
| 5 ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん | 19 クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん |
| 6 ペリリウムにさらされる業務による肺がん | 20 ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん |
| 7 ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん | 21 砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん |
| 8 石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫 | 22 すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん |
| 9 ベンゼンにさらされる業務による白血病 | 23 1から22までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病 |
| 10 塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん | |
| 11 三、三’－ジクロロ－四、四’－ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務による尿路系腫瘍 | |
| 12 オルト－トルイジンにさらされる業務による膀胱がん | |
| 13 一・ニ－ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん | |
| 14 ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん | |

業務での過重な負荷による「重篤な心不全」

業務での過重な負荷による脳・心臓疾患に「重篤な心不全」を新たに追加しました。
また、「解離性大動脈瘤」の表記を「大動脈解離」に改めました。

参考：「別表第1の2」第8号

八 長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む。）、**重篤な心不全若しくは大動脈解離**又はこれらの疾病に付随する疾病

MOCAの製造・取り扱い業務を健康管理手帳の交付対象業務に追加

健康管理手帳制度とは

労働安全衛生法に基づき、がんやその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務に従事したことのある人で、一定の要件に該当する方に対し、離職の際または離職の後に、手帳を交付し、国の費用で健康診断を行う制度です。この制度の対象となる業務は、労働安全衛生法施行令第23条により定められています。

● 健康管理手帳の交付と健康診断の受診

MOCAを製造し、または取り扱う業務に2年以上従事した経験を有する方は、離職の際または離職の後に、所轄の都道府県労働局に必要な書類を添えて手帳の交付申請を行い、手帳の交付を受けた後は、無償でこの業務に関する健康診断を受診することができます。受診の方法、回数等の詳細は都道府県労働局から通知されます。

● 施行日

令和5年1月18日

参考：労働安全衛生法施行令第23条

十五 三、三’－ジクロロ－四、四’－ジアミノジフェニルメタン（これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

※すでに健康管理手帳の交付対象となっている業務は14業務あり、今回のMOCAの製造・取扱業務は15番目の対象業務となります。

新たに厚生労働大臣告示に追加等された化学物質による症状・障害は？

「別表第1の2」に基づく厚生労働大臣告示（平成25年厚生労働省告示第316号）では、化学物質による症状・障害を例示列举しています。

新たに追加された化学物質による症状・障害

物 質	症状・障害	物質の主な用途
臭化水素	気道障害	医薬原料など
水酸化カルシウム	皮膚障害または前眼部障害	化粧品原料、食品添加物など
二酸化塩素	気道障害	漂白剤、消臭剤、殺菌剤など
2, 2 - ジクロロ - 1, 1, 1 - トリフルオロエタン	肝障害	エアゾール用噴射剤、発泡剤、冷媒など
チオグリコール酸アンモニウム	皮膚障害	パーマ液など
パラートルエンジアミン	皮膚障害	染毛剤など

すでに列举されている化学物質に症状・障害を追加・変更したもの
※赤字で記載されているものが追加・変更された症状・障害

物 質	症状・障害	物質の主な用途
弗化水素酸（弗化水素を含む）	皮膚障害、 低カルシウム血症 、前眼部障害、気道・肺障害または 組織壊死	フロンガスの製造、ガラス彫刻など
砒化水素	血色素尿、黄疸、溶血性貧血または 腎障害	半導体の製造原料など
カルシウムシアナミド	皮膚障害、前眼部障害、気道障害または 不整脈、血圧降下等の循環障害	肥料、農薬など
トリクロルエチレン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、 皮膚障害 、中枢神経系抑制、前眼部障害、気道・肺障害、視神経障害、三叉神経障害、末梢神経障害または肝障害	金属機械部品の脱油脂洗浄剤、染料・塗料溶剤など
沃化メチル	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、 中枢神経系抑制 、視覚障害、言語障害、協調運動障害等の神経障害またはせん妄、躁状態等の精神障害	有機合成原料、殺虫剤など
ニトログリセリン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状または 狭心症様発作	ダイナマイトの製造、医薬品など

都道府県労働局「労災補償課」連絡先一覧

都道府県	郵便番号	住所	電話番号
北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011(709)2311
青森	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017(734)4115
岩手	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	019(604)3009
宮城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022(299)8843
秋田	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018(883)4275
山形	990-8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル	023(624)8227
福島	960-8021	福島市霞町1-4-6 福島合同庁舎	024(536)4605
茨城	310-8511	水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎	029(224)6217
栃木	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎	028(634)9118
群馬	371-8567	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎	027(896)4738
埼玉	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー	048(600)6207
千葉	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	043(221)4313
東京	102-8306	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	03(3512)1617
神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045(211)7355
新潟	950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025(288)3506
富山	930-8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎	076(432)2739
石川	920-0024	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076(265)4426
福井	910-8559	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	0776(22)2656
山梨	400-8577	甲府市丸の内1-1-11	055(225)2856
長野	380-8572	長野市中御所1-22-1 長野労働総合庁舎	026(223)0556
岐阜	500-8723	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎	058(245)8105
静岡	420-8639	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	054(254)6369
愛知	460-0008	名古屋市中区栄2-3-1 名古屋広小路ビルディング	052(855)2147
三重	514-8524	津市島崎町327-2 津第2地方合同庁舎	059(226)2109
滋賀	520-0806	大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎	077(522)6630
京都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075(241)3217
大阪	540-8527	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館	06(6949)6507
兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー	078(367)9155
奈良	630-8113	奈良市法蓮町163-1 新大宮愛正寺ビル	0742(32)1910
和歌山	640-8581	和歌山市黒田2-3-3 和歌山労働総合庁舎	073(488)1153
鳥取	680-8522	鳥取市富安2-89-9	0857(29)1706
島根	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎	0852(31)1159
岡山	700-8611	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086(225)2019
広島	730-8538	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館	082(221)9245
山口	753-8510	山口市巾着町6-16 山口地方合同庁舎2号館	083(995)0374
徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088(652)9144
香川	760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館	087(811)8921
愛媛	790-8538	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089(935)5206
高知	781-9548	高知市南金田1-39	088(885)6025
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館	092(411)4799
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎	0952(32)7193
長崎	850-0033	長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル	095(801)0034
熊本	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟	096(355)3183
大分	870-0037	大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル	097(536)3214
宮崎	880-0805	宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同庁舎	0985(38)8837
鹿児島	892-0842	鹿児島市東千石町14-10 天文館NNビル	099(223)8280
沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎	098(868)3559

職業病リストの改正について、詳しくは最寄りの都道府県労働局
または労働基準監督署にお問い合わせください。

※健康管理手帳については最寄りの都道府県労働局の労働基準部健康(安全)課にお問い合わせください。
<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

職業病や労災保険給付などに関する一般的なご質問は、こちらでも受け付けています。

労災保険相談ダイヤル：0570-006031 (平日8:30~17:15)

※ご利用には通話料がかかります。

